

ロシアにおけるタイプフェイス及び店舗等の 室内装飾の意匠特許権による保護



協和特許法律事務所
弁理士 谷口 登

1. はじめに

ロシアにおける意匠の保護対象は、我が国よりも広く、タイプフェイス¹や店舗等の室内装飾も意匠特許権により保護を受けることができる。

保護対象が広いということは、意匠特許権を活用できる機会が増える一方、第三者の権利を侵害する機会が増えることにもなるため、我が国と同様の対応をしていたのでは、チャンスを見逃してしまう、あるいは、想定外の危険に突然遭遇する、という可能性もあり得る。

このような事態を防止するためには、どのようなものが意匠特許権の保護を受けることができるのか予め把握しておく必要がある。

そこで、本稿では、我が国では意匠の保護対象となっていないタイプフェイスと室内装飾の意匠特許例について紹介したい。

2. タイプフェイスと室内装飾の意匠特許権の保護

(1) 保護対象

ロシアにおける意匠の保護対象は、製品の外観に関するデザイン(民法1352条1項)であるが、日本の意匠法上の「物品」とは異なり、タイプフェイス、フォントや室内装飾も製品に含まれる(意匠行政規則9.4)。

なお、建築物に関するデザインは、意匠特許の対象から除かれているため(民法1352条5項)、店舗の外観等の建築物の外装については意匠特許権を取得することができないと解される。

(2) タイプフェイス及びフォントの意匠特許例

タイプフェイス及びフォントの意匠特許権は、ロシア法人名義のものとロシア以外の法人名義

1 我が国でも、平成18年度及び平成19年度に財団法人 知的財産研究所において、タイプフェイスの意匠法による保護の可能性等について検討されている(「諸外国におけるタイプフェイスの保護の現状と問題点に関する調査研究報告書(財団法人 知的財産研究所 平成19年3月)」及び「タイプフェイスの保護のあり方に関する調査研究報告書(財団法人 知的財産研究所)平成20年3月」)

のものがあるが、今回は、ロシア以外の法人名義の意匠特許権を紹介したい。

① 一意匠一出願による意匠特許例

意匠特許番号：70476 号

A B C D E F G H I
J K L M N O P Q
R S T U V W X Y Z
a b c d e f g h i j
k l m n o p q r s t
u v w x y z
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

製品名：Font

権利者：Microsoft Corporation（米国）

意匠特許番号：72254 号

abcdefghijklmnopqrstuvwxyzæøå
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZÆØÅ
123456789.,;(:*!?)

製品名：Typeface

権利者：Bang & OLUFSEN A/S（デンマーク）

意匠特許番号：75217 号

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
0123456789
+--= ,,: /!/?&B €£\$¥ @
THE QUICK BROWN FOX JUMPED OVER THE LAZY DOG
FIVE QUACKING ZEPHYRS JOLT MY WAX BED
FEW BLACK TAXIS DRIVE UP MAJOR ROADS ON QUIET HAZY NIGHTS
ALL QUESTIONS ASKED BY FIVE WATCH EXPERTS AMAZED THE JUDGE
FEW QUIPS GALVANISED THE MOCK JURY BOX
PHLEGMS FYRD WUZ QVINT JACKBOX

製品名：Font

権利者：Mars, Incorporated（米国）

意匠特許番号：85835 号

ABCDEFGH
IJKLMNOP
PQRSTU
VWXYZ
abcdefghij
klmnopqr
stuvwxyz

製品名：font

権利者：Hyundai Motor Company (韓国)

意匠特許番号：87333 号

ABCDEFGH
IJKLMNOP
PQRSTU
VWXYZ
abcdefghij
klmnopqr
stuvwxyz

製品名：font

権利者：Kia Motors Corporation (韓国)

② 多意匠一出願によるフォントの意匠特許例

ロシアでは、同一の製品に係る多意匠の場合、当該多意匠の本質的特徴が共通し、単一の創作的概念を形成しているものと認められる場合には、変形意匠（Variation）として一つの意匠出願をすることができる（意匠行政規則 9.6）

[illegible]

變形意匠 2

[illegible]

筆者が調査した限りでは、タイプフェイスやフォントの意匠による保護が認められていない国の法人等が、ロシアにおいてタイプフェイスやフォントに関する意匠特許権を保有している例は皆無である。このような事態が生じているのは、おそらくタイプフェイス等の意匠による保護を認めていない国・地域の企業は、タイプフェイス等の意匠特許権による活用やリスク管理、といった発想自体も生まれ難いからではないか、と思われる。

(2) 室内装飾に関する意匠特許例

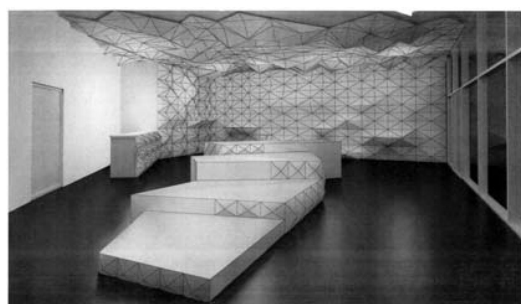
① 店舗やその他建築物の室内装飾に関する意匠特許例

意匠特許番号：87756 号



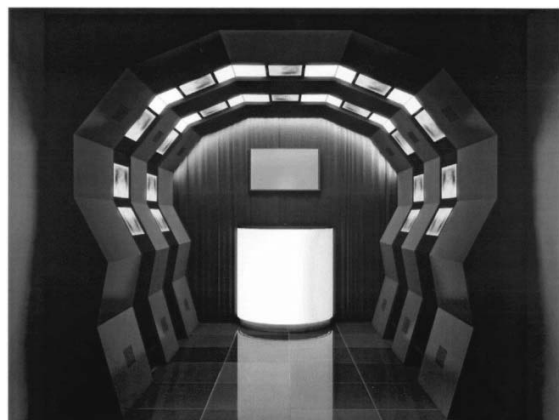
製品名：Restaurant's interior

意匠特許番号：88059 号



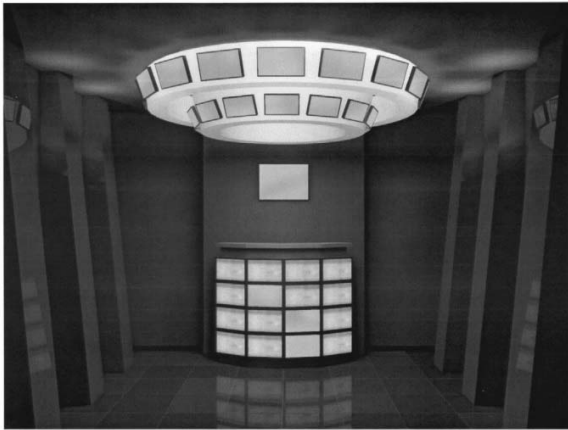
製品名：Salesroom's Interior

意匠特許番号：88346 号



製品名：Hall's interior

意匠特許番号：88348 号



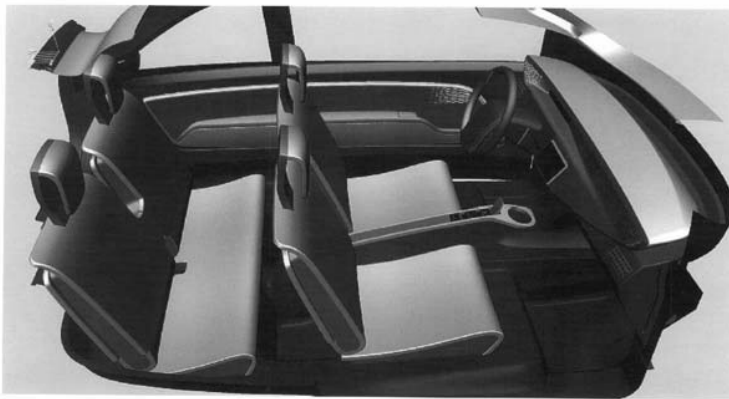
製品名：Hall's interior

上記意匠特許例は、いずれも店舗やその他建築物の内装に関するものである。我が国では、2001～2002年に店舗の内装等が酷似しているとして争われた不正競争事件²がある。また、ロシアではないが、店舗のデザインを模倣して化粧品を販売しているという事例や店舗の内外装等をそのままコピーしている事例³なども発生している。

筆者の知る限り、今のところロシアでは同様の事例は確認できないが、店舗等のデザインそのものの模倣対策として、室内装飾に関し意匠特許権を取得することは有効であると考えられる。

② 自動車の内装デザイン

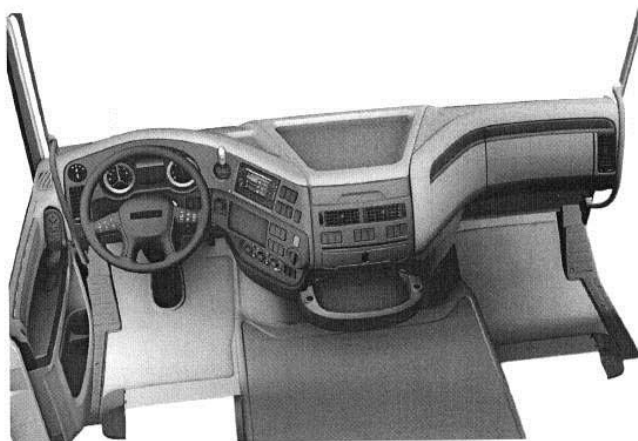
意匠特許番号：83554 号



製品名：Car's interior

2 ダイエーのプライベートブランド「PAS」の店舗の内外装等が、ユニクロと酷似しているとして争われた事件。最終的には和解している。

3 中国では、2011年にアップルストアの店舗デザインをコピーした偽アップルストアが出現したことが話題になった。



製品名：Car cabin interior

自動車の内装全体に関しては、我が国でも部分意匠として保護を受けることができるが、ロシアでは、意匠の特定の自由度が高く、上記のように保護を受けたい内装自体のみを図示することができるため、特徴のある部分を容易に特定できる、というメリットがある。

3. おわりに

タイプフェイス・フォント、店舗等の室内装飾に関してはともに、現時点では意匠特許出願の件数は少ない。

タイプフェイス・フォントに関しては、意匠による保護を認めているロシア以外の国・地域でも意匠出願件数は少ない⁴ため、ロシアにおいて今後、タイプフェイス・フォントの意匠特許出願の件数が急激に増えることは考えにくい。

一方、店舗等の室内装飾に関しては、ロシア以外の国ではあるが、上述のように模倣事例も存在し、保護のニーズはあると考えられるため、今後、意匠特許出願の件数が増える可能性も十分にある⁵。

筆者の知る限り、ロシアではタイプフェイス・フォントや室内装飾等に関する意匠特許の紛争事例はないようであるが、特に、店舗等の室内装飾については、上述の通り保護のニーズがあ

4 タイプフェイス・フォントの保護のニーズがない、ということではなく、例えば、米国では、意匠特許の保護期間が特許付与日から14年間と短いことが出願件数の少ない原因のようである。フォントプログラムは著作権による保護を受けることができ、保護期間も意匠特許よりも長いため、模倣品対策としては、著作権登録が活用されている。また、欧州でも、米国と同様、意匠制度の活用は少なく、意匠よりも保護期間の長いフォントプログラムの著作権による対処を海賊版対策として活用しているようである（タイプフェイスの保護のあり方に関する調査研究報告書（財団法人 知的財産研究所）平成20年3月 25頁及び30頁）

5 2014年10月1日より改正法が施行され、意匠特許出願の必須書類であった請求の範囲（意匠の本質的特徴のリスト）の提出が不要となり、手続きが簡便になることも、意匠特許出願が増える要因となり得るように思われる。

り、しかも、意匠特許が権利侵害の立証の面において簡便な保護ツールとなり得ると考えられることを踏まえると、紛争事例は増えていくのではないかと予測している。

ワンポイント

ロシアでは、意匠は、特許制度の下で保護される。ロシアにおいて意匠の保護を求めるためには、意匠特許出願を行う必要がある。意匠特許出願は、ロシア特許庁に、願書の他、詳細な説明（明細書）、請求の範囲（意匠の本質的特徴のリスト）、図面・写真等の意匠の表現物を提出することにより行う（民法1377条2項）。

図面・写真等だけでなく、請求の範囲も意匠特許権の権利範囲を特定する重要な書面である（民法1358条3項）。ただし、2014年10月1日より改正法が施行され、請求の範囲の提出が不要となる。

意匠特許出願をすると、方式審査及び実体審査が行われ（民法1391条）、新規性、独自性等の意匠特許要件を具備するものと判断されたものに限り、特許査定がされ、特許料の納付を条件に、独占排他権たる意匠特許権が発生する（民法1358条1項及び2項、1393条1項及び2項）。

意匠特許権の存続期間は、出願日から15年であるが（民法1363条1項）、請求により10年に限り延長することが可能である。